

# 令和7年度大阪府介護支援専門員更新研修

②

## (令和7年度大阪府主任介護支援専門員更新研修) 受講仮申込方法 【ご案内】

介護支援専門員証の有効期間（5年）を更新するには、介護支援専門員証の有効期間満了日までに更新に必要な研修を受講する必要があります。業務に就いている方、これから業務に就く方は、有効期間が満了する前に研修を修了する必要があります。受講希望の方は、ご案内のとおり、仮申込を行ってください。

### 1 対象者と研修課程

(対象) 大阪府登録の介護支援専門員の方のうち、令和8年1月1日から令和9年12月31日までの間に、介護支援専門員証の有効期間が満了する方

※他府県で更新研修の受講を希望される場合は受講地変更願を提出する必要があります。

(研修) (1) 専門研修課程Ⅰ (以下「専門Ⅰ」という)  
(2) 専門研修課程Ⅱ (以下「専門Ⅱ」という)  
(3) 実務未経験者向け (以下「未経験」という)  
主任資格をお持ちの方のみ、(4) 主任更新研修

※募集している研修は全て大阪府内で開催されます。

### 2 申込方法等

**WEB（インターネット）・郵便・FAX**からお申込みいただけます。いずれかの方法をお選びください。  
仮申込で、**講義部分の受講方法について、下記いずれか1つを選択することが必須**です。

**(A) オンラインでのe-ラーニング** または、**(B) テキスト等によるレポート作成**

※ (A) オンラインでのe-ラーニングは、**WEB（インターネット）での仮申込でしか選択できません。**

更新研修は、仮申込いただいた方に対し、令和7年2月頃に本申込の案内を郵送予定です。本申込後に、研修実施機関より研修日程等のご案内が順次発送される予定です。

※なお、研修カリキュラムのうち、講義（座学）については、eラーニングを選択することができます。

受講するためには、インターネット環境やパソコン等、メールアドレスが必要です。各自で準備をお願いします。詳細については、eラーニングの諸注意をご確認ください。

WEB（インターネット）で申し込み

URL <https://www.ocma.ne.jp/e-mail/> からメールアドレスを登録してください。

(大阪介護支援専門員協会ホームページからリンクを貼っています。)

メールアドレス登録後に、仮申込画面のURLがメールで届きます。必要事項を入力の上、講義部分の受講方法について、(A) または (B) を選択して仮申込ください。 ※メールアドレス入力必須！

郵送で申し込み

※講義部分の受講方法について、(B) しか選択できません。

送付の仮申込書に必要事項をご記入の上、当協会まで**簡易書留で郵送**ください。

郵送先は下記に明記あり。(公益社団法人大阪介護支援専門員協会 更新研修実施連絡協議会事務局)

FAXで申し込み

※講義部分の受講方法について、(B) しか選択できません。

送付の仮申込書に必要事項をご記入の上、当協会まで FAX (**06-6943-0571**) 送信ください。

**裏面も参照**

※該当する研修については、右記の『介護支援専門員の資格登録、介護支援専門員証の交付・更新、法定研修等の対応関係』をご覧ください、該当する研修を仮申込してください。

### 3 仮申込受付期間

#### ○更新研修(未経験・専門Ⅰ・専門Ⅱ)の仮申込受付期間

令和6年12月6日(金曜日)から同年12月27日(金曜日)まで

#### ○主任更新研修の仮申込受付期間

令和6年12月16日(月曜日)から令和7年1月15日(水曜日)まで

### 4 郵送・お問い合わせ先

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 更新研修実施連絡協議会事務局

【住所】〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目7番31号 OMMビル3階

【電話】06-6390-4010 (コールセンター) 受付時間 平日・土曜日の午前9時から午後6時まで

【FAX】06-6943-0571

【ホームページ】 公益社団法人大阪介護支援専門員協会 <https://www.ocma.ne.jp/>

※WEB(インターネット)で申し込みの際のメールアドレス登録ページへのリンクあり。

## 留意点

### 〈大阪府介護支援専門員登録について〉

◇更新研修受講は、介護支援専門員有効期間満了日の2年前からが受講対象となります。

※有効期間満了日が令和8年1月1日～12月31日の方は令和7年度までに更新に必要な研修を受講～修了しなければ、有効期間の更新はできません。

(有効期間満了日が満了してしまった場合、介護支援専門員としての業務をする事ができませんが、登録が抹消されるわけではありません。満了日が切れた後、再研修を受講・修了後に再度交付を受けることができます。)

◇更新研修は、有効期間満了日までに修了しないと、更新手続きができなくなります。

◇ご案内は、大阪府介護支援専門員登録(氏名・自宅住所)で郵送しております。氏名や自宅住所が変更している場合は、速やかに大阪府様式の届出をお願いします。

### 【介護支援専門員証に関する届出様式の種類】

▼書換申請書類(様式第7号):有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの方で、氏名に変更があった方

▼登録簿変更申請書類(様式第4号):転居等で登録上の住所が変更になった方や、氏名に変更があった方

▼再交付申請書類(様式第8号):紛失等により介護支援専門員証が手元にない方

(介護支援専門員として実務に就いている時は介護支援専門員証を携帯する必要があります)

### 〈仮申込について〉

◇WEB(インターネット)で申し込みを複数回、仮申込入力をされた場合、受付日時が最新のものを有効とします。

※仮申込後に届く研修申込完了メールを必ず保管ください。

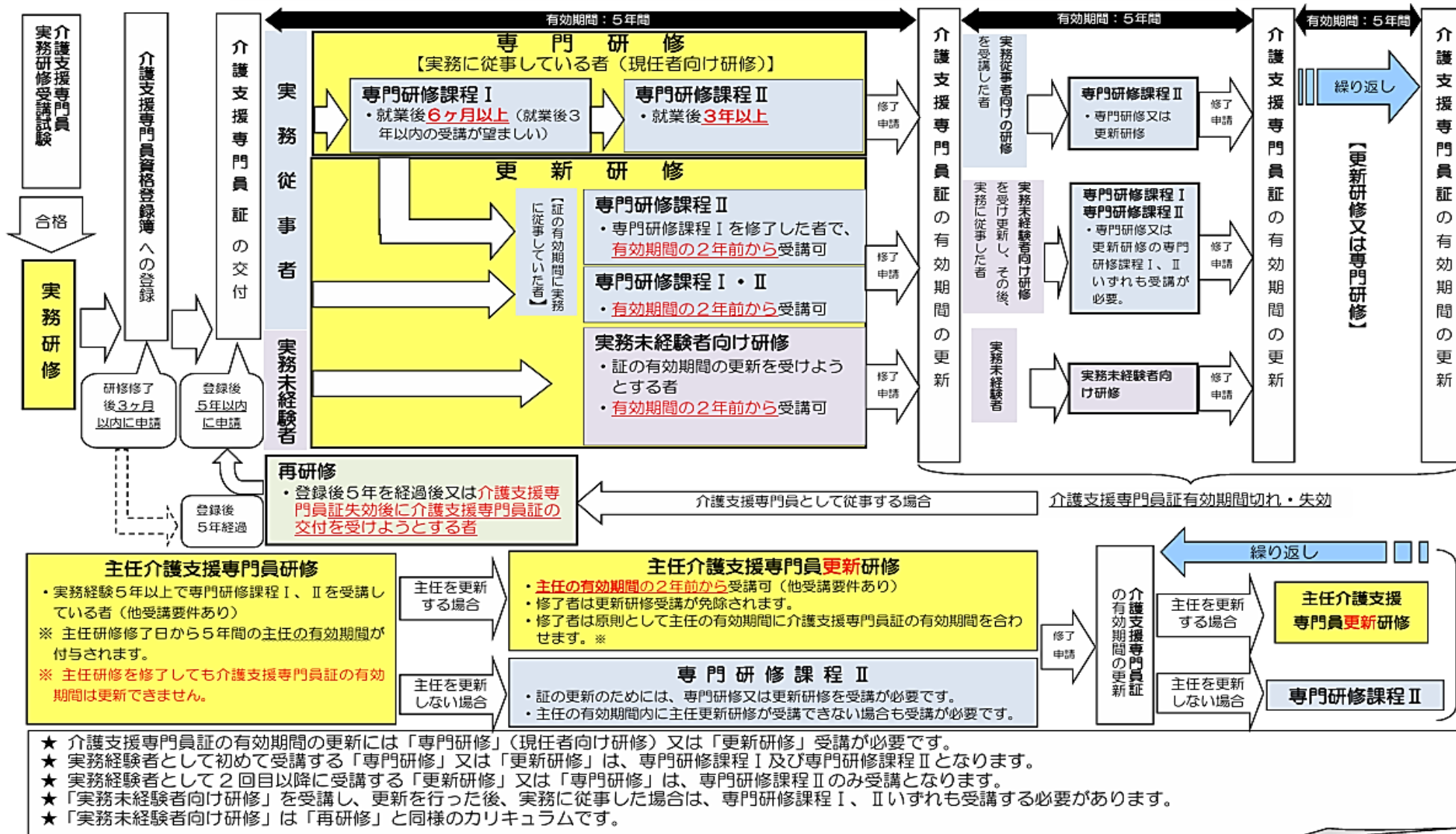
◇郵送またはFAXで仮申込をする場合は、必ず手元に仮申込書(控え)をお持ちください。

◇主任更新研修のみ後期募集があります。仮申込期間は5月中旬から6月上旬、本申込期間は8月末日迄を予定しております。

(前期を仮申込した場合でも、後期の仮申込は別途必要です。)

(主任更新研修(後期)の研修実施期間は10月から来年3月を予定しておりますので、満了日によりお断りする場合があります。)

介護支援専門員の資格登録、介護支援専門員証の交付・更新、法定研修等の対応関係



※ 主任介護支援専門員更新研修修了後の有効期間の取扱いについては、平成30年1月時点の取扱いになります。

大阪府介護支援専門員証（原本）に研修区分 **A：実務研修 B：専門Ⅰ＋専門Ⅱ C：専門Ⅱ D：更新研修（未経験） E：再研修 F：主任更新研修** の明記がありますので、介護支援専門員証の有効期間満了日と研修区分から、該当する研修を確認しましょう。

※有効期間満了日が令和8年・令和9年の方で、前回更新研修を特例措置期間で受講・修了されている場合は、今回の更新研修受講は必要です。※注意！

# 仮申込から研修受講までの流れ

①インターネットから仮申込(メールアドレス必須)で  
講義部分の受講方法を「eラーニング」を選択

YES

NO

①FAX・郵送から仮申込

※こちらからの申込は「eラーニング」の受講は  
できません。

②自宅住所へ本申込の案内受理

※仮申込の案内と同じ住所へ郵送します。  
住所変更があった場合は、郵便局の届け出または、  
介護支援専門員登録簿変更届出書の手続きを令和6年12月末日までにしてください。

②自宅住所へ本申込の案内受理

※仮申込の案内と同じ住所へ郵送します。  
住所変更があった場合は、仮申込書の住所変更項目に  
「あり」とチェックし、郵便局の届け出または、介護支援  
専門員登録簿変更届出書の手続きを令和6年12月末日  
までにしてください。

③本申込書を確認・記入のうえ、  
添付書類を添えて郵送する

③本申込書を確認・記入のうえ、  
添付書類を添えて郵送する

④協会にて書類精査の後に、  
研修の案内が実施団体から届く

④協会にて書類精査の後に、  
研修の案内が実施団体から届く

⑤受講料の納付

⑤受講料の納付

⑥研修受講  
(eラーニングによる  
自宅学習)

※eラーニングに必要なIDとパスワード  
をメールで受信する必要があります。詳細は実施団体から案内します。



⑥研修受講  
(レポート作成)

※レポート作成には、専用様式とテキスト類が必要です。  
詳細は実施団体から案内します。



⑦研修受講(演習※)

※演習方法は、未経験・専門Ⅰ・主任更新では、  
ZOOM 又は研修会場への参集のどちらかを選択します。  
(専門Ⅱは研修会場への参集のみ。)

⑦研修受講(研修会場へ参集し演習)

※作成したレポートを持参

